

第 23 期 第 27 回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和元年 12 月 24 日(火曜日) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 40 分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室				
出席農業委員	山内 幸子	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治	計 7 名
	及川 末男	五十嵐 堅司	野村 真理子		
欠席委員					
議事録署名委員	五十嵐 堅司	野村 真理子			

出席推進委員	寒河江 一富	佐久間 貴子	早勢 光明	黒坂 章	計 6 名
	羽原 吉一	山本 まり子			
欠席委員					

審議事項

報告第 1 号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在地番	公簿地目	農地台帳地目	面積 (㎡)	申請者 (所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	字樽前 175 番 13 175 番 33	畑 畑	登録なし 登録なし	1,025 820	■■■市■■■ ■■■番地 ■■ ■■	地目変更のため	農地・採草放牧地以外	農業委員 及川 末男 野村真理子 推進委員 黒坂 章 山本 まり子

審議結果

原案承認

議案第1号 農地認定及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(農地台帳の「農地」に認定する土地)

所在・地番	公簿		農地台帳		パトロール結果 (判定)	所有者の 同意
	地目	面積 (㎡)	地目	面積(㎡)		
字植苗 105 番 228 字植苗 105 番 249	原野 原野	64.00 1,324.00	畑 畑	64.00 1,324.00	「農地」 (開墾して農地として 利用しているため)	認定に同意

(使用貸借による権利の設定)

土地の表示				貸人の状況		
所在・地番	地目		面積(㎡)	住所・氏名	農業 従事者	経営面積 (㎡)
	公簿	現況				
字植苗 103 番 1 の内 103 番 2 103 番 3 103 番 4 の内 104 番 1 105 番 228 105 番 249	牧場 宅地 畑 原野 原野 原野 原野	畑 畑 畑 畑 畑 畑	121,611.00 1,983.47 89,256.00 58,138.00 20,263.00 64.00 1,324.00 (合計 292,639.47)	苫小牧市字 ■■■■■ 番地の■■ ■■■■■	3	378,570.47
借人の状況						
住所・氏名	農業従事者	経営面積	大農機具及び自家労働力以外の労働力	経営作物		
苫小牧市字■■■ ■■■番地の■■ ■■■■■	3	85,931.00 (農用地利用集積 計画による賃貸 借で、R4.9.30 まで)	トラクター 3 台 プラウ 1 台 農機具一式 一式	酪農		
申請理由及び契約の内容						
申請理由・・・ 父親の■■■■■から息子の■■■■■へ経営移譲するため 契約の内容・・・使用貸借 引渡時期・・・ 令和 2 年 1 月 1 日						

※農地法第 3 条調査書は別紙 1

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農用地利用集積計画の策定について
(所有権移転の設定)

整理 番号	R1-11	所有権の移転を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号		
				氏名又は名称	■■■■■■■■株式会社 代表取締役 ■■■ ■■■		
		所有権を移転する者		住 所	■■市■■■区 ■■条■■丁目■■番地■■■		
				氏名又は名称	公益財団法人■■■■■■■■■■ 理事長 ■■■ ■■		
所有権を移転する土地						所有権の移転の内容	
所 在	地 番	地目		面積 (㎡)	所有権 の登記 の有無	対価(円)	円 (円/10a)
		公簿	現況				
苫小牧市字美沢	56番1	畑	畑	33,169	有	■■■■■■■■	■■■■■■
	56番3	畑	畑	8,204			
	56番15	畑	畑	31,987			
	104番2	畑	畑	16,406			
	104番8	畑	畑	91,091			
	104番9	畑	畑	48,357			
				計	229,214		
所有権移転の内容						利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	
利用目的	所有権の 移転時期	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期			
普通畑	令和元年12月25日	指定口座に 振込	令和2年1月29日	対価の 支払日	所有権移転 (売買)		
所有権を移転する土地の所有権を移転する者以外の権原者等						備 考	
住 所	氏名又は名称		権原の種類		-		
-	-		-		-		

所有権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称			設立		農作業従事日数				
■■■■■■■■株式会社 代表取締役 ■■■ ■■■			平成26年7月31日		-				
設定等を受ける土地の面積(㎡)			設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事 業に供している農用地の面積(㎡)		設定等を受ける者 主たる経営作目				
農 地	229,214		農 地	275,893		畑作・野菜			
そ の 他	-								
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の 飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量	種 類	数 量
男	2人	農業専従者		人日		-	-	トラクター スプレーヤー ブロードキャスター ビートハーベスター ロータリー	2台 1台 1台 1台 1式
		2人 (2人)							
農業補助者		主として 農業に従 事する者							
人		人 (人)							
女		人 (人)							

※農業経営基盤強化促進法18条調査書は別紙2

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 苫小牧市農業委員会会長専決規程の一部改正について

苫小牧市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程及び新旧対照表

別紙3

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について
(経営移譲による変更)

整理番号 26-14

利用権の設定を受ける者(変更前) ■■■市■■■■■■■■番地 ■■ ■■
(変更後) ■■■市■■■■■■■■番地 ■■ ■■

利用権の設定をする者 ■■■市■■■ ■■■番地 ■■ ■■
利用権を設定する土地 苫小牧市字植苗95番1の内 59,000 m²
字植苗95番7 10,000 m²
字植苗111番3 5,047 m²
字植苗111番6 13,884 m²

利用権の設定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
利用権設定の内容 賃貸借権

(2) 第23期第28回農業委員会総会の開催について
令和2年1月24日(金)午後3時からの開催予定

(3) 苫小牧市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

苫小牧市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

別紙4

農地法第3条調査書

第23期第27回農業委員会 議案第1号 受付番号 番
 (所有権移転・賃借権設定・使用賃借権設定)

譲受(借)人: ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■		作成者: ■■ ■■	
		判断の理由		不許可に該当	
第2項第1号 (全部効率利用)		・借人はこれまで貸人と共に営農し、農地は全て耕作しており、保有をしている農機具等の状況、農作業に従事する家庭状況等からみて、経営移譲後も酪農事業に供すべき全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれる。		しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)		・借人は経営移譲を受ける息子であり、適用なし。		しない	
第2項第3号 (信託)		・信託ではないので適用なし。		しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)		・借人は貸人と共に営農しており、農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。		しない	
第2項第5号 (下限面積)		・借人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。		しない	
第2項第6号 (転貸禁止)		・許可申請に係る農地は貸人の所有地であり転貸には当たらない。		しない	
第2項第7号 (地域調和)		・本件は父親から息子への経営移譲による権利取得のため、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に変更は生じないものと考えられる。 なお、事務局と農業委員・推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない	

第23期第27回農業委員会総会 議案第2号
(利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■■■■■株式会社	譲渡(貸)人: 公益財団法人■■■■■■■■■■	作成者: ■■■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・譲受人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・譲受人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・譲受人は、農地所有適格法人であり、今後の営農計画書からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・譲受人は、※農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。	しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

※参考 農地所有適格法人要件(農地法第 2 条3項)

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(株式会社)であり、株式の全部について譲渡制限を設けている。(定款)	適
事業要件	主たる事業が農業である。(定款)	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人2名である。	適
業務執行役員要件	役員 3 名のうち 2 名が構成員であり、常時農業に従事(年間150日以上)すると見込まれる。	適

苫小牧市農業委員会告示第 号

苫小牧市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

苫小牧市農業委員会
会長 丹羽 秀 則

苫小牧市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程

苫小牧農業委員会会長専決規程(令和元年農業委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号」を「第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号」に改め、同条第2号中「第4条第1項第8号」を「第4条第1項第9号」に改め、同条第3号中「第5条第1項第6号」を「第5条第1項第7号」に改める。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

(新旧対照表)

苫小牧市農業委員会会長専決規程 (令和元年農業委員会告示第 1 0 号)

改 正 後	現 行
(専決事項) 第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の受理に関する事 (2) 法第4条第1項第9号の規定による届出の確認に関する事 (3) 法第5条第1項第7号の規定による届出を要する農地等について、国税徴収法(昭和34年法律第147号)、民事執行法(昭和54年法律第4号)等の規定により公売等が行われる場合における買受適格証明に関する事。(4)―(10) ≪略≫	(専決事項) 第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の受理に関する事 (2) 法第4条第1項第8号の規定による届出の確認に関する事 (3) 法第5条第1項第6号の規定による届出を要する農地等について、国税徴収法(昭和34年法律第147号)、民事執行法(昭和54年法律第4号)等の規定により公売等が行われる場合における買受適格証明に関する事。 (4)―(10) ≪略≫
施行日：令和2年1月1日	

苫小牧市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月24日

苫小牧市農業委員会